

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 49 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2019 年 4 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

炭鉱プロジェクトにおける温室効果ガスの影響

2019 年 2 月 8 日に NSW 州土地・環境裁判所が Rocky Hill 炭鉱の採掘について温室効果ガスの影響を考慮した上で開発を不許可とした州の判断を認める判決（**Rocky Hill 判決**）を出して以降、石炭の採掘プロジェクトにおいて特にサプライチェーンの下流で排出される温室効果ガスの問題にどう対処すべきか強い関心が寄せられています。

NSW 州が Wallarah 2 炭鉱の採掘を許可したことに反対する地域団体が同裁判所に提起した最新の訴訟事例では、NSW 州が採用した温室効果ガスの評価手法が Rocky Hill 判決で裁判所が採用した手法と大きく異なるものであったにもかかわらず、炭鉱の採掘を許可した州の判断を維持する判決が下されました（Australian Coal Alliance Incorporated v Wyong Coal Pty Ltd [2019] NSWLEC 31）（**Walarah 2 判決**）。

一部報じられているところとは異なり、Walarah 2 判決は Rocky Hill 判決の影響を減じるものではなく、サプライチェーンの下流で排出される温室効果ガスは今後も炭鉱プロジェクトの評価において非常に重要な要素になると考えられます。

本稿では、Rocky Hill 判決とも対比しながら、Walarah 2 判決の内容と、Walarah 2 判決が実務に与える影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

気候変動と取締役の責任（会社法）

ASIC や APRA 等の規制当局は、会社が意思決定に際して気候変動への影響を考慮することの重要性を強調しており、気候変動と取締役の責任についての法律意見 ("Climate Change and Directors' Duties") のアップデート版でも同様の結論が示されています。気候変動問題に関連して取締役に対する責任追及訴訟が提起されるのも時間の問題かもしれません。

本稿では、この点についての議論の状況と、現行法下で取締役が気候変動リスクについて適切な配慮をしなかった場合に負担するおそれのある責任について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ASIC のコーポレートファイナンス報告書（会社法）

ASIC は半年毎にコーポレートファイナンスに関する報告書を公表しており、最新版が 2019 年 3 月 15 日に公表されました（対象期間 2019 年 7 月～12 月）。本報告書では、資金調達、M&A、コーポレートガバナンスといった ASIC が関心を有する領域が示されており、次の 6 か月間の主要な注視対象として、①roll up listings（監査済み財務諸表を有さない多数の小規模ビジネスを上場前後で取得する場合、過去の財務情報開示義務が低減される）、②市場での自己株買い、③fiduciary out（買収対象会社取締役が受託者義務を理由として買収者と取引する義務から解放される）の不当な制限が挙げられています。

本稿では、報告書の概要について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

北部準州におけるフラッキングの再開（環境法）

北部準州議会は、経済政策調査委員会（Economic Policy Scrutiny Committee）の推奨案を踏まえて、2019 年 3 月 19 日に石油法制改正法案（Petroleum Legislation Amendment Bill 2018）を成立させ、石油・ガス業界によるフラッキング再開に向けてまた一步前進しました。

本稿では、新法の内容と新法が実務に与える影響について説明します。原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 【第 2 版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されましたので、お知らせします。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クラスアクションにおける共同資金提供命令（訴訟法）

2019年3月1日、連邦裁判所大法廷とNSW州高等裁判所は、それぞれ、クラスアクションにおいて裁判所が共同資金提供命令（common fund order）を出すことは憲法および法令に違反しないとの判断を示しました（*Brewster v BMW Australia Pty Ltd* [2019] NSWCA 35 and *Westpac Banking Corporation v Lenthall* [2019] FCAFC 34）。共同資金提供命令とは、裁判所が、訴訟ファンドと直接契約を締結していない構成員を含め、クラスの構成員全てが持分に応じて判決額/和解額から訴訟ファンドにコミッションを支払うことを命じるものです。

本稿では、判決の内容と判決が実務に与える影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

医療機器の供給承認における米国 FDA 許認可文書の利用（薬事法）

医療機器のための許認可指針（Australian Regulatory Guidance for Medical Devices (May 2011); **2011 ARGMD**）の見直しの一環として、Therapeutic Goods Administration は、2011 ARGMD を更新して、従来認められていた欧州に加え、米国 FDA の許認可関連文書をオーストラリアにおける医療機器の供給承認取得のために利用することを認めました。

本稿では、新たな指針の内容と指針が医療機器の製造業者に与える影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

2019 年連邦議会選挙における労働法上の重要論点（労働法）

2019年の連邦議会選挙では、労働法上の論点についての立場が主要政党間で異なっており、いずれの政党が勝利する場合でも、労働政策に何らかの変更が生じる見込みです。各企業においては、政党間の立場の相違と選挙後に見込まれる変化について理解することが重要になります。

本稿では、主要政党の労働政策上の立場について概観します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

豪州クイーンズランド州

鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法 2018

加納弁護士が、2019年3月1日に、昨年11月豪州クイーンズランド州議会で成立した「鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法（Mineral and Energy Resources (Financial Provisioning) Act 2018）」をテーマに講演（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催）を行い、新法が州内の鉱山プロジェクト、および資源業界全体にどのような影響を与えるのかについて解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州企業の買収と運営

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 濱田啓太郎
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：khamada@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com